



国土交通省

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

東北運輸局プレスリリース

平成30年9月6日
国土交通省東北運輸局

「不正改造車を排除する運動」 強化月間における各種取組の実施結果

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、悪質な不正改造車の排除に向け、警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他自動車関係団体と連携し、街頭検査や啓発活動等を重点的に実施しました。

1. 東北運輸局管内の街頭検査

・実施回数		20回
・検査台数	2,970台	
・整備不良車両数	詳細〔別表1〕	241台
・不正改造車両数		11台



福島県内における街頭検査

2. 自動車ユーザー等への啓発活動

・出前講座実施回数	4回
・ポスターによる広報	3,416枚
・チラシによる広報	41,400枚



ポスターによる広報

3. 不正改造車排除のための情報収集等

・「不正改造車・黒煙110番」情報件数	17件
・警告はがき送付枚数	17枚
・整備命令発令(※)件数	24件
（うち街頭検査における発令	11件）

※各県の詳細は〔別表3〕

4. まとめ

- ・整備不良車両の約5割は灯火の電球切れが占めております。灯火が正常に点灯しない場合、他の交通に誤解を与えて、衝突事故や追突事故につながります。
- ・整備命令が発令された不正改造車の約3割（最多）のものは、大型自動車が正規の突入防止装置（リアバンパー）を取り外して走行していました。

(※) 整備命令とは、道路運送車両の保安基準に適合していない車両について、道路運送車両法第54条及び同法第54条の2に基づき発令する制度で、基準不適合箇所の改善を命令するとともに、改善状況の確認を行うものです。



東北運輸局マスコット
”どほくろっ犬”

【お問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 阿部、上久保

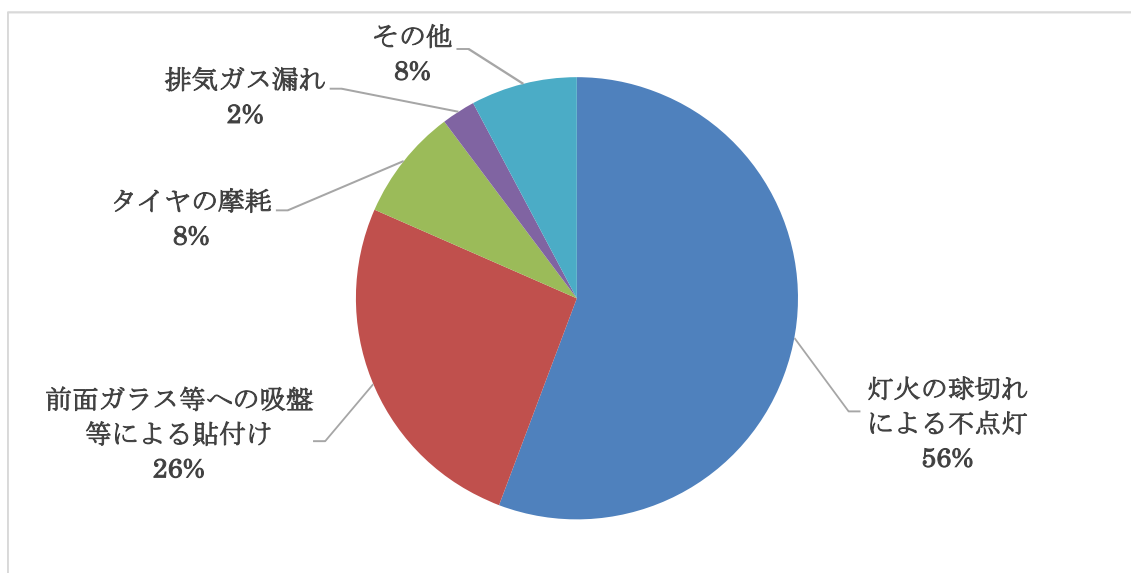
TEL 022-791-7534 FAX 022-299-8872

整備不良車241台の整備不良箇所

〔別表1〕

灯火の球切れによる不点灯	136
前面ガラス等への吸盤等による貼付け	63
タイヤの摩耗	20
排気ガス漏れ	6
その他	19

合計 244箇所 1台に対し複数の整備不良箇所あり

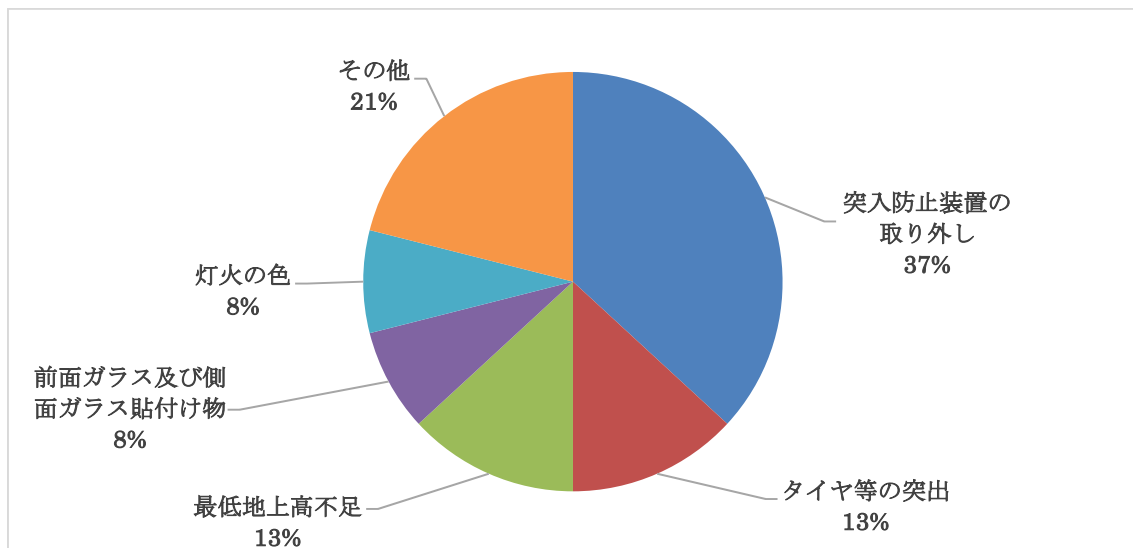


- ・ 灯火が正常に点灯しない場合、他の交通に誤解を与えて、衝突事故や追突事故につながります。
- ・ 前面ガラス、前部側面ガラスへの吸盤等により貼付けを行うことは、たとえ透明であっても視界にゆがみが生じ、車両、歩行者の見落としによる事故へとつながりかねません。
- ・ 摩耗したタイヤを使い続けることは、突然のパンクや予期せぬ車両挙動、制動距離の延長につながり大変危険です。
- ・ 今回不適合が多かった灯火の球切れやタイヤは消耗品です。消耗により発生する整備不良を早期に発見し、事故を未然に防止するためには、日常の点検をこまめに実施することが必要です。

整備命令24件に対して発令された不正改造箇所 [別表2]

箇所	件数	箇所	件数
突入防止装置の取り外し（大型自動車）	14	前面ガラス及び側面ガラス（運転席、助手席）貼付け物	3
タイヤ等の突出	5	灯火の色	3
最低地上高不足	5	その他	8

※発令1件に対し複数の不正改造箇所あり。



※発令された車両は全て四輪車

- ・ 大型自動車の正規な突入防止装置（リアバンパー）の取り外しは、後続車が追突した場合、後続の運転者等に重大な被害を及ぼす危険な行為です。
- ・ タイヤ等の突出は、回転部分に衣類やカバンが巻き込まれる等、歩行者等に重大な危害を及ぼす恐れがあり大変危険です。
- ・ 不正改造車の運行は他の交通の妨げや事故を誘発するなど、他者をまき込む危険のある行為であり、今後とも不正改造車の排除に積極的に推進してまいります。

管内実施状況各県の内訳

〔別表3〕

		青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計
街頭 検査	実施回数	5	3	3	2	2	5	20
	検査台数	698	670	365	375	258	604	2,970
	整備不良車両数	78	3	33	38	26	63	241
	不正改造車両数	0	2	6	1	1	1	11
啓 発 活 動	出前講座実施回数 (※1)	0	3	0	1	0	0	4
	ポスターによる広 報枚数	410	600	450	600	803	553	3,416
	チラシによる広報 枚数	6,500	7,000	6,500	6,000	9,000	6,400	41,400
情 報 収 集	情報件数	2	6	10	7	2	8	35
	警告はがき送付枚 数	2	0	4	3	2	6	17
	整備命令発令件数 (うち街頭検査)	1 (0)	2 (2)	7 (6)	2 (1)	3 (1)	9 (1)	24 (11)

※1 出前講座は整備士養成施設等で実施。